

中間前金払制度とは

すでに前払金（40%）の支払いを受けた工事において、一定の要件をすべて満たしている場合、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の20%を追加で支払う制度です。

一定の要件とは

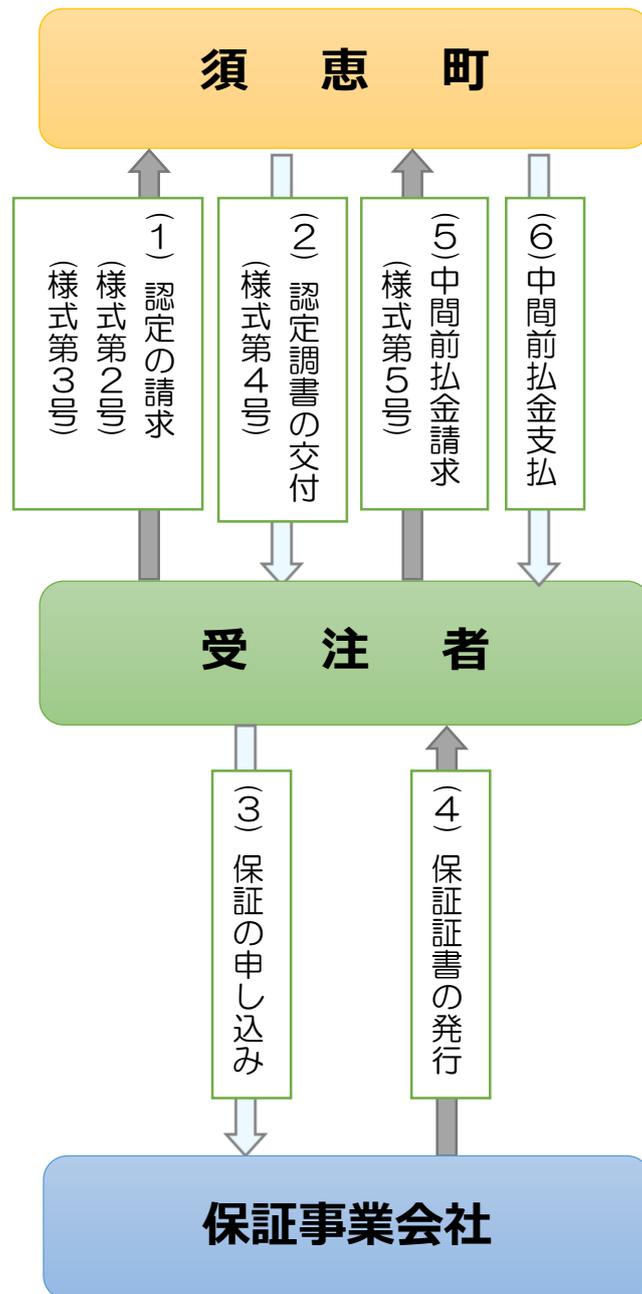
- ① 契約金額または出来高予定額が500万円以上、かつ工期が50日以上であること
(前払金適用条件と同じ)
- ② 工期の2分の1を経過していること
- ③ 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること
- ④ 工事の進捗率が、契約金額の2分の1以上の額に相当していること

適用時期

平成30年4月1日以降の契約締結分から適用

認定要件確認方法

受注者が提出する「工事履行報告書」で要件を満たしているか確認。



- ① 受注者は、「中間前金払認定請求書」および「工事履行報告書」を須恵町（工事発注課）に提出し、中間前金払に係る認定を請求する。
- ② 須恵町（工事発注課）は、要件を満たしているかを確認し、満たしていれば「中間前金払認定調書」を交付する。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申し込みを行う。
- ④ 保証事業会社は、受注者に「保証証書」を発行する。
- ⑤ 受注者は、「中間前払金請求書」に「保証証書」を添付して須恵町（工事発注課）に中間前払金を請求する。
- ⑥ 須恵町（工事発注課）は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を支払う。